

鹿児島県水素サプライチェーン検討事業業務委託プロポーザル実施要領

はじめに

鹿児島県（以下「本県」という。）では、鹿児島県水素サプライチェーン検討事業業務委託（以下「本業務」という。）の実施にあたり、民間の保有する知識と経験、技術力により、効率的かつ的確な実態調査を行い、実効的な事業展開策を検討するため、本業務において最も適した委託予定事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」を採用するものである。

なお、本募集は令和7年度エネルギー構造高度化・転換事業促進事業費補助金の交付決定を前提に行うものであり、事業内容の変更や事業そのものの中止の可能性があることに留意すること。

1 実施要領の定義

本実施要領（以下「本要領」という。）は、本業務を実施する委託予定事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、技術提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

2 業務の名称

鹿児島県水素サプライチェーン検討事業業務委託

3 業務の目的

本県の水素社会の実現に向けた目標や行動計画等を定めた「水素社会の実現に向けたロードマップ（R2.3）」において、本県の多様で豊かな再生可能エネルギー資源を活用した水素の利活用に取り組むこととしている。

令和6年度は、事業者へのアンケート・ヒアリング調査を実施し、水素に関心のある事業者の掘り起こし等を行ってきたが、県内で水素の利活用を図り、水素サプライチェーンを構築するためには、さらなる事業者の掘り起こしが課題となった。

令和7年度は、引き続き、事業者の掘り起こしを行うとともに、将来的な水素サプライチェーン構築の実現に向けて、水素製造、利用事業者間のマッチングやネットワークづくりを行う。

4 業務の内容

（1）委託業務の内容

仕様書のとおり

（2）履行期限

令和8年3月6日（金）

（3）契約金額

契約金額は、応募者からの提案価格により決定するものとし、上限提案価格は、消費税及び地方消費税（消費税率 10%）を含め 13,420,000 円とする。なお、提案価格が上限を超える場合は、失格とする。

5 応募参加資格

このプロポーザルに応募できる者は、本県が求める業務を履行することができる企画力、技術的能力及び実績を有し、次の要件すべてを満たしている者とする。

（1）平成27年4月1日以降参加表明書類提出時点までに、国又は地方自治体が実施する同種の業務

を元請けとして発注し、適切に業務を履行した実績を有する者であること。

同種業務：水素利用モデルや水素サプライチェーンの構築等に関する調査・検討業務

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する要件に該当しないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (4) 現に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年 3 月 28 日告示第 416 号）に基づく鹿児島県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年 9 月 27 日制定）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他鹿児島県知事が適当でないと判断するものを除く。

6 企画提案内容

- (1) 事業者や市町村向け水素勉強会・個別相談会

水素サプライチェーンに関する国の動向や他県事例、補助金情報等を調査するとともに、それらを県内事業者・市町村に効果的に提供できる勉強会・個別相談会の方法を提案すること。

- (2) 水素の供給元、需要先となりうる企業、自治体等へのインタビュー等調査

鹿児島県内の事業者から調査の対象となり得る事業者や地区等を、提案理由も明確にした上で提案すること。

- (3) 事業化に向けた調査・検討

（2）での調査結果を踏まえ、事業化に向けた課題や方向性を検討するとともに、具体的な調査・分析手法を提案すること。

- (4) 将来的な水素サプライチェーン構築に向けた事業者の取組支援

当事業で実施するワーキングでの協議・検討内容等について、提案理由を明確にした上で提案すること。

- (5) その他、今回の業務遂行においてアピールできる点等（仕様書に付加して実施可能な企画の提案を含む。）

7 スケジュール

項目	日 程
① 公告（実施要領等の公表）	令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 6 月 3 日（火）
② 質問の受付	令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 5 月 14 日（水）
③ 応募書類の受付	
※ 参加表明書類の受付	令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 5 月 21 日（水）
※ 企画提案書類の受付	令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 6 月 3 日（火）

④ 応募書類の内容確認・審査	令和7年6月上旬～6月中旬頃（予定）
⑤ 最優秀提案者の決定	令和7年6月中旬頃（予定）

※ 書類の提出はすべて、午後5時15分必着とする。

※ 応募書類のうち、参加資格審査に係る参加表明書類は、令和7年5月21日（水）午後5時15分が提出期限となるため留意すること。

8 応募に必要な資料

（1）応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

① 交付期間	令和7年5月7日（水）～令和7年6月3日（火） (土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
② 交付場所	鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課 エネルギー高度化係（県庁10階） 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 電話：099-286-2417（直通） FAX：099-286-5686 E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
③ 交付資料	ア 鹿児島県水素サプライチェーン検討事業業務委託プロポーザル実施要領 イ 鹿児島県水素サプライチェーン検討事業業務委託仕様書
④ 交付方法	上記の場所での手交又は鹿児島県のホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。 (URL： https://www.pref.kagoshima.jp/ac10/suiso/puropo.html)

（2）参加表明書類の提出

企画提案に参加する者は、次により事前に参加表明書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和7年5月21日（水）午後5時15分（必着）
② 提出方法	持参、郵送または電子メール ただし、郵送は簡易書留等配達の記録が可能な手段のみとし、電子メールで提出した場合は、送信後、電話により着信の確認を行うものとする。
② 提出先	鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課 エネルギー高度化係（県庁10階） 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 電話：099-286-2417（直通） FAX：099-286-5686 E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
④ 提出書類	ア 参加表明書（別紙様式2） イ 参加資格確認申請書（別紙様式3） ウ 業務実績調書（別紙様式4）
⑤ 提出部数	1部

（3）企画提案書類の提出

企画提案に参加する者は、次により提案審査書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和7年6月3日（火）午後5時15分（必着）
② 提出方法	持参もしくは郵送

	ただし、郵送は簡易書留等配達の記録が可能な手段のみとする。
③ 提出先	鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課 エネルギー高度化係（県庁 10 階） 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 電話：099-286-2417（直通） FAX：099-286-5686 E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
④ 提出書類	ア 企画提案書（別紙様式 5） イ 業務実施体制調書（別紙様式 6） ウ 予定担当者の経歴調書（別紙様式 7） エ 技術提案書（別紙様式 8-1） オ 技術提案書（特定テーマ）（別紙様式 8-2） カ 価格提案書（別紙様式 9） キ その他企画提案を説明するのに必要な書類（用紙の大きさは日本工業規格 A4 とする。）
⑤ 提出部数	各 7 部（うち 6 部は写し可）

（4）企画提案書類の作成及び記載上の留意事項

「別表 1（各様式の記載上の留意事項）」により作成すること。なお、文字サイズについては原則 10 ポイント以上とする。

（5）その他

- ア 提出された応募書類について、県から内容に関する質問及び補正を命じることがある。
- イ 提出後における企画提案書類の撤回、内容の修正又は再提出は認めない。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。

9 質問及び回答

本業務に関する質問については、原則として「質問書」（別紙様式 1）を提出するものとする。なお、電話や口頭での質問は受け付けない。

（1）提出先等

- ア 提出期限 令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 5 時 15 分必着
- イ 提出先 鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課
エネルギー高度化係（県庁 10 階）
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
電話：099-286-2417（直通） FAX：099-286-5686
E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
- ウ 提出方法 ファクシミリ又は電子メール
(ファクシミリ、電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと。)

（2）回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問者の事業者名は公表しない。

- ア 回答方法 鹿児島県のホームページに随時掲載する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

10 委託予定事業者の選定

(1) 選定方法

委託予定事業者は、鹿児島県水素サプライチェーン検討事業業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。

提出された企画提案書類について、必要に応じて書面等による質疑やプレゼンテーションを求めることがある。プレゼンテーションを求める場合は、その日時及び場所を別途、応募者に連絡する。なお、参加事業者が1者の場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 審査基準

提出書類等の内容を基に、選定委員会が別表2により審査し、本業務委託契約の相手方を選定する。

11 委託予定事業者の選定結果の通知

(1) 審査の結果、上限提案価格（13,420,000円（税込））の範囲内で、総合評価点が最も高い業者を委託予定事業者として選定する。

(2) 選定結果は次のとおり通知する。

①日時	令和7年6月中旬頃（予定）
②方法	すべての応募者に文書により通知する。

12 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、又は取りやめることができる。

13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 本県の水素サプライチェーン構築に資すると判断できる追加提案があれば、契約上限額を超えない範囲で委託業務の内容を確実に履行することを条件に、積極的に提案すること。なお、追加提案がわかるように作成すること。
- (3) 提出された企画提案書類は、本業務における委託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (4) プロポーザルに係る一切の費用については、応募者の負担とする。なお、提出された応募書類は返却しない。
- (5) 応募書類の提出期限以降の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (7) 企画提案書類の提出以降、契約締結までの間にこの手続に参加した者が鹿児島県が定める物品

又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年 3 月 28 日告示第 416 号）に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約の締結をしないことがある。この場合において、鹿児島県は一切の損害賠償を負わない。

- (8) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (9) 選定の過程や審査結果については、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年条例第 113 号）に基づき対応する。

14 応募先及び問い合わせ先

- (1) 名称 鹿児島県商工労働水産部 エネルギー対策課 エネルギー高度化係
- (2) 所在地 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- (3) 連絡先 電 話：099-286-2417（直通） F A X：099-286-5686
(土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)
E-mail : ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp

別表1 (企画提案書類の記載上の留意事項)

様式	記載事項	記載等に関する留意事項
様式 5		代表者名を記入すること。
様式 6	業務実施体制	配置予定の主担当者及び担当者を記載すること。
様式 7	予定担当者の経歴	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の主担当者及び担当者について、業務経歴等を記載することなお、調書は担当者ごとに作成すること。 保有資格等が確認できるもの（資格証の写し等）を添付すること。 本業務と同種業務の従事経験等について記載すること。 同種業務：水素利用モデルや水素サプライチェーンの構築等に関する調査・検討業務 手持ち業務の状況は、本業務の契約予定期間内に従事する他の業務を全て記載すること。（ただし、契約金額が税込400万円を超えないものについては記載を省略する。）
様式 8-1	実施業務に係る提案	<ul style="list-style-type: none"> 以下の項目を踏まえて、具体的に記入すること。 <ol style="list-style-type: none"> 業務目的について 仕様書3「委託業務の内容」に記載する調査及び検討項目等に係る実施方針、実施手法及び実施手順等について 事業効果について 業務のスケジュールについて 業務推進体制の構築について <p>※提案書について、枚数の制限はないが、簡潔且つ具体的に記載すること。</p>
様式 8-2	特定テーマに関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 水素サプライチェーンを検討するための分析手法及び今後の課題に対する解決策の提案について、自社のノウハウ、強みを記載すること。 <p>※提案者名が判別されるような記載は避けること。</p> <p>※提案書について、枚数の制限はないが、簡潔且つ具体的に記載すること。</p>
様式 9	価格の提案	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書及び技術提案書へ記載した内容を踏まえて、業務に必要な経費を算定すること。 <p>※本業務の上限提案価格は、消費税及び地方消費税（消費税率10%）を含め13,420,000円である。</p> <p>※契約時に、再度見積書の提出を求めることがある。</p>

別表2（評価項目・基準）

1 予定担当者の経験及び能力（15点）

区分	評価の着目点		配点		
		判断基準	主担当者	担当者	
予定担当者の経験及び能力	能力	資格等	以下のいずれかの資格等を有する場合は評価する。 ・技術士資格（電気電子部門）保有 ・博士号取得（本業務に関する分野・部門のものに限る） ※担当者については一人以上該当した場合に評価する。	2点	1点
	業務経験	経験業務年数	本業務と同種の業務について、経験年数（同業他社での経験年数を含む）を下記の順位で評価する。 ①10年以上 ②5年以上 ③3年以上 ※担当者が複数配置されている場合は、最も年数が長い担当者について評価する。	①4点 ②3点 ③2点	①3点 ②2点 ③1点
	専任性	手持ち業務量	手持ち業務の状況について以下の順位で評価する。 ①手持ち業務の件数が1件以下 ②手持ち業務の件数が2件 ③手持ち業務の件数が3件以上 ※担当者が複数配置されている場合は複数の担当者の手持ち業務の平均件数を評価の対象とする。	①3点 ②1点 ③0点	①2点 ②1点 ③0点

2 業務実施体制（10点）

区分	評価の着目点		配点	
		判断基準		
業務実施体制等	業務実績	同種業務	平成27年4月1日以降の同種業務の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が3件以上 ②同種業務の実績が2件 ③同種業務の実績が1件	①5点 ②4点 ③2点
	業務体制等		業務を適切に履行できる体制となっているか。	5点

3 実施方針等 (40 点)

区分	評価の着目点		配点	
		判断基準		
実施方針等	業務理解度	業務目的内容	業務目的、調査・分析内容を十分に理解し、理解度が高い場合に優位に評価する。	10 点
			水素サプライチェーンを検討するプロセス（調査手法や分析手法等）について、妥当性が高い場合に優位に評価する。	15 点
	実施手順	フロー実施工程	業務実施手順を示す実施フローの妥当性及び業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10 点
		進捗管理	適宜、調査状況の報告が行われ、進捗状況の管理や先を見通した対応が図られる場合に優位に評価する。	5 点

4 特定テーマに関する技術提案 (25 点)

区分	評価の着目点		配点	
		判断基準		
特定テーマに関する技術提案	事業を実現するための課題における整理、分析手法及び解決策の提案について、専門性、実務性を評価する。	専門性	見識が十分であり、専門的な技術力が高いと認められる場合に優位に評価する。	10 点
		実務性	内容に説得力があり、確実に遂行できる実務能力が高いと認められる場合に優位に評価する。	15 点

5 提案価格 (10 点)

様式9「価格提案書」に記載された提案価格が上限提案価格の範囲内であることを確認した上で、提案価格を点数換算し、価格評価点とする。なお、上限提案価格を超える場合は失格とする。

<価格評価点の算出方法>

- ① 価格評価点の配分点は 10 点とする。
- ② 価格評価点は、以下の算出式によるものとし、有効桁数は小数点第四位とし、小数点第五位を切り捨てるものとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{提案価格} / \text{上限提案価格})$$